

公立大学法人滋賀県立大学実験安全委員会規程

令和 3 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 178 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学実験安全委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に定める実験の安全に関する基本的事項を審議する。

- (1) 薬品等の管理に関する事項
- (2) 化学物質の使用に関する事項
- (3) 危険物の使用および廃液の取扱いに関する事項
- (4) 高圧ガスの取扱いに関する事項
- (5) 液体窒素タンクの取扱いに関する事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に定める者をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する理事
- (2) 次に掲げる学科から選出される教員 1 名
 - ア 環境科学部 環境生態学科
 - イ 環境科学部 環境建築デザイン学科
 - ウ 環境科学部 生物資源管理学科
 - エ 工学部 材料化学科
 - オ 工学部 機械システム工学科
 - カ 工学部 電子システム工学科
 - キ 人間文化学部 生活栄養学科

- (3) 委員長が指名する事務局職員 1 名

2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 2 号に定める委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 項に定める委員の任期は、委員長が理事長の了承を得て、別に定める。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、理事長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務局財務課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に公立大学法人滋賀県立大学環境管理センター運営委員会規程（以下「旧規程」という。）第3条第1項第3号の委員であった者が引き続き施行日において第3条第1項第2号の委員である場合における第4条第1項の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期は通算しない。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。（第3条、第5条関係）